

# 静岡県老人福祉施設協議会中部支部会則

(目的)

**第1条** この支部は、静岡県老人福祉施設協議会会則に基づき事業の運営について必要な連絡調整を行い、もって事業の運営と組織的活動を促進することを目的とする。

(名称)

**第2条** この会は、静岡県老人福祉施設協議会中部支部と称する。

(事務局)

**第3条** この会は、原則として事務局を支部長施設内に置く。

(組織)

**第4条** この会は、第1条の目的に賛同する静岡県中部地区内施設（以下「会員」という。）をもって組織する。

(事業)

**第5条** この会は、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 老人福祉施設協議会、中部地区関係官庁及び諸団体との連絡
- (2) 施設運営に関する調査研究
- (3) 会員相互の情報交換並びに施設職員に対する共同研究のための研修会の開催
- (4) その他目的達成に必要な事項

(役員)

**第6条** この会に、次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

2 役員のほか顧問を置くことができる。顧問は、支部長が総会にはかつて委嘱する。

(役員の選出)

**第7条** 支部長、副支部長、理事及び監事は、会員の互選とする。

(役員の職務)

**第8条** 支部長は、会を代表し、会務を統括する。

- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この会の運営についての重要事項を審議する。
- 4 監事は、この会の会計事務並びに会務を監査し、総会に報告する。

(役員の任期)

**第9条** 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 役員の任期満了の場合は、後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

(会議)

**第10条** この会の会議は、総会及び理事会とする。

- 2 会議は、支部長が招集し、その議長となる。
- 3 会議は、会を組織するものの過半数をもって成立する。
- 4 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(総会)

**第 11 条** 総会は、毎年 2 回開催する。なお、支部長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

2 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 諸規程の制定及び改廃に関する事項
- (2) 事業計画及び事業報告、予算及び決算に関する事項
- (3) その他会の運営上必要な事項

(理事会)

**第 12 条** 理事会は、必要に応じて開催し、次の事項を審議する。ただし、日常の軽易な業務は、支部長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) この会の運営及び事業に関する事項
- (3) その他必要と認める事項

(経費)

**第 13 条** この会の経費は、会費、寄附金その他の収入をもつてある。

(会費)

**第 14 条** 会員は、毎年会費を納入するものとし、会費の額及び徴収の方法は、支部長が理事会にはかって定める。

(会計年度)

**第 15 条** この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(職員)

**第 16 条** この会に、必要に応じて職員を置くことができる。

- 2 職員は、支部長が任免する。
- 3 職員は、支部長の命を受けて事務に従事する。

(委任)

**第 17 条** この会則に定めるもののほか、この会の運営について必要な事項は、支部長が理事会にはかって定める。

**附則**

この会則は、平成 4 年 11 月 18 日から施行する。

**附則**

この会則は、平成 20 年 2 月 13 日から施行する。